

事業評価シート

担当課・室長：廃棄物対策課長

事業名	公共的施設の整備																																			
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策																																			
1 事業の概要	<p>廃棄物処理施設は、快適な生活環境を確保する上で重要な基盤的施設であり、その公益性は極めて高く、一般廃棄物及び産業廃棄物の円滑かつ適正な処理を図る観点から、公共的施設の整備を促進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p> <p>特に、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の削減、循環型社会構築等のための、基盤となる条件整備を図るため、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、PCB処理施設、汚水処理施設（合併処理浄化槽等）等安全で適正な廃棄物処理施設を整備促進することは、極めて重要な課題となっている。</p> <p>PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB廃棄物処理関連2法の枠組みにより環境事業団による拠点的な処理施設の整備を行い、我が国のPCB廃棄物の処理体制を構築する。</p> <p>ゴミゼロ型地域社会形成推進施設の整備を行う。</p>																																			
2 進捗状況	<p>廃棄物処理施設整備事業を通じて、廃棄物のリサイクル率、汚水処理率は増加し、全国のダイオキシン類の排出総量は減少してきている。</p> <p>「ダイオキシン対策関係閣僚会議」（平成11年9月） ダイオキシン対策基本指針に基づき平成22年度を目標年度とする減量化の目標量を設定</p> <table border="1" data-bbox="448 1187 1366 1568"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 8</th> <th>H 9</th> <th>H10</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の排出量</td> <td>53百万t</td> <td>53百万t</td> <td>54百万t</td> <td>50百万t</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の再生利用量</td> <td>5.5百万t</td> <td>6百万t</td> <td>6.5百万t</td> <td>12百万t</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の排出量</td> <td>426百万t</td> <td>415百万t</td> <td>408百万t</td> <td>480百万t</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の再生利用量</td> <td>181百万t</td> <td>169百万t</td> <td>172百万t</td> <td>232百万t</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：環境省調査「日本の廃棄物処理」より</p> <p>「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成11年3月） 平成14年までに全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減</p> <table border="1" data-bbox="448 1780 1305 1930"> <thead> <tr> <th></th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類の排出総量</td> <td>100% 6,841～7,092g-TEQ</td> <td>55% 2,990～3,241g-TEQ</td> <td>65% 2,320～2,522g-TEQ</td> <td>91% 576～622g-TEQ</td> </tr> </tbody> </table>		H 8	H 9	H10	目標	一般廃棄物の排出量	53百万t	53百万t	54百万t	50百万t	一般廃棄物の再生利用量	5.5百万t	6百万t	6.5百万t	12百万t	産業廃棄物の排出量	426百万t	415百万t	408百万t	480百万t	産業廃棄物の再生利用量	181百万t	169百万t	172百万t	232百万t		H9	H10	H11	目標	ダイオキシン類の排出総量	100% 6,841～7,092g-TEQ	55% 2,990～3,241g-TEQ	65% 2,320～2,522g-TEQ	91% 576～622g-TEQ
	H 8	H 9	H10	目標																																
一般廃棄物の排出量	53百万t	53百万t	54百万t	50百万t																																
一般廃棄物の再生利用量	5.5百万t	6百万t	6.5百万t	12百万t																																
産業廃棄物の排出量	426百万t	415百万t	408百万t	480百万t																																
産業廃棄物の再生利用量	181百万t	169百万t	172百万t	232百万t																																
	H9	H10	H11	目標																																
ダイオキシン類の排出総量	100% 6,841～7,092g-TEQ	55% 2,990～3,241g-TEQ	65% 2,320～2,522g-TEQ	91% 576～622g-TEQ																																

## 汚水処理施設整備率

	汚水処理施設整備率				
		合併処理 浄化槽	下水道	農業集落 排水事業	コミュニティ ・プラント
H 8	62%	5.7%	54.7%	1.1%	0.4%
H 9	64%	6.0%	56.4%	1.3%	0.4%
H10	66%	6.3%	58.1%	1.6%	0.3%
H11	69%	6.9%	59.9%	1.8%	0.3%
H12	71%	7.2%	61.8%	2.1%	0.3%

出典：環境省調査「平成12年度末の汚水処理施設整備状況」より

平成12年度の廃棄物処理法の改正において、産業廃棄物の処理を都道府県が実施できるよう規定するとともに、廃棄物処理センター制度については、都道府県における設置数制限の撤廃等、その要件を緩和し、併せて、廃棄物処理センターにおける産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業を実施するなど、産業廃棄物処理に公共が関与できる仕組みの充実に努めた。

平成13年度において、PCB廃棄物の排出（保管）事業者の処理費用に対して助成等を行うため、産業界の協力を得つつ国の拠出により基金を創出した。また、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月22日法律第65号として成立したところ。

ある産業から生ずる全ての廃棄物を新たに他の分野の産業の原料として活用し、廃棄物ゼロを目指すことにより新しい資源循環型社会の形を目指すゼロエミッション構想の実現を推進するため平成9年度から13年度まで経済産業省と共同で「エコタウン事業」を実施してきた（平成13年6月現在で14カ所認定）。今後とも資源循環型システムの構築をさらに推進していくため、平成14年度以降において、

地域社会全体における「ゴミゼロ型」の都市の再構築を図るといふ高度の政策目的の達成を図る上で中心的な役割を果たす施設であって、

リスク性が高く、民間事業者単独での事業開始が困難な先進的な取組となるものであり、

大都市圏では、都市再生本部において策定された広域循環都市等形成に向けたプロジェクトに盛り込まれたもの、他の地域においては、都道府県等が策定した地域循環社会の構築を目指す計画に盛り込まれたものについて、民間事業者によるリサイクル施設の整備に対する補助を行うこととしている。

平成13年6月、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「環境事業団法の一部を改正する法律」が可決・成立し、PCB廃棄物の処理に向けた枠組みが整備された。この枠組みにより、PCB廃棄物の処理体制を構築するため国主導のもと環境事業団を活用し、拠点的な処理施設の整備を行うこととされている。今後、概ね5年を努力目標として、全国5～6箇所において、環境事業団による拠点的な処理施設の整備を進める予定であり、現時点では、北九州市及び大阪市において、施設設置に向けた準備作業を始めているところである。

合併処理浄化槽設置整備においては、平成8年度末の汚水処理施設整備率は全体で人口の62%であり、合併処理浄化槽による汚水処理施設整備率は5.7%であった。

平成11年度末の汚水処理施設整備率は69%であり、合併処理

浄化槽による汚水処理施設整備率は6.9%と上昇している。  
合併処理浄化槽の整備事業に取り組む市町村数は年々増加してきており、平成12年度においては、合併処理浄化槽設置整備事業2140市町村、特定地域生活排水処理事業56市町村となっている。

平成13年度予算においては、対前年度比7.4%の174億円の予算としたところであり、14年度においても合併処理浄化槽の設置は進んでいくものと見込まれ、合併処理浄化槽の整備事業により、汚水処理施設の整備が着実に進展している。

ゼロ・エミッション構想の実現を推進するため平成9年度から13年度まで経済産業省と共同で「エコタウン事業」を実施してきたところであり、事業認定及施設整備等の事業への支援を行ってきた所である。(平成13年6月現在 14カ所認定)

### 3 評価

廃棄物処理施設の整備促進を図ることにより、ごみの排出抑制及び減量化、リサイクルの推進、ごみ発電実施の向上、生活雑排水処理の充実、ダイオキシン類の総排出量の削減等の成果が着実に進んできている。生活環境の保全及び向上を図り、廃棄物処理に係る信頼感の回復を図る観点から、今後とも、広域処理体制を促進するとともに、安全かつ適正な廃棄物処理施設の整備を促進する必要がある。

また、産業廃棄物の適正処理に必要な施設の整備が行われない場合は、生活環境の保全に支障が生じるほか、経済活動の維持にも影響する懸念が高く、公共関与による施設整備を促進しているところであり、今後も、地方公共団体への財政的支援の拡充等、一層の対策を講じる必要がある。

PCB廃棄物処理は、高温焼却技術が住民の理解が得られないなどにより、これまで民間事業者を中心とした処理体制の整備が進まず、長期間保管されてきたのが現状である。このまま保管が継続されれば、高圧トランス・コンデンサのさらなる紛失・不明が発生し、PCBによる環境汚染の進行が懸念される。そのため、PCB廃棄物の早期処理を実現するためには、PCB廃棄物処理関連2法の枠組みにより環境事業団による拠点的な処理施設を設置し、処理体制の整備を図ることが不可欠である。(高圧トランス、コンデンサを中心とするPCB廃棄物について、平成27年度までに確實かつ適正な処理を完了するため、関係自治体の協力を得て環境事業団による拠点的処理施設の整備を推進するとともに、7月から施行される特別措置法の施行を確実に実施する必要がある。)

汚水処理施設の整備については、下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽のシステムの特性を踏まえ、地域の状況に応じた効率的整備を行うことが重要である。

合併処理浄化槽は、今後整備が進むことが見込まれる人口散在地域で効率的整備が可能な施設であり、今後とも他の施策との連携を深め、整備を進めていくことが必要である。

本年度においても5月に山口県作成のエコタウンプランの承認を行うなど着実にエコタウン事業の推進に努めているところである。今後、循環型社会の構築を一層強力に推進するためには、従来は国による直接的な支援の対象ではなかった廃棄物処理業者等民間事業者に対しても、限定的ながら国として支援を行っていくことも必要である。

このため、民間事業者が行う廃棄物の再生利用を図る取組のう

	<p>ち、技術的な先駆性・先進性を有し、かつ、「ゴミゼロ型」地域社会の形成を図る上で将来的に重要な役割を果たすことが期待されるものの整備については具体的な支援策を検討する必要がある。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理施設整備費</li> <li>・ PCB 廃棄物対策推進費補助金</li> <li>・ PCB 廃棄物処理のための拠点施設整備事業</li> <li>・ PCB 廃棄物の拠点処理における運行状況のためのシステム開発</li> <li>・ ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備費</li> </ul>
5 対応副施策等	